

高校生をとりまく貧困と教育費支援制度について

菅原 節子*

本論文の研究目的として、本来17歳以下を対象にした「子どもの貧困」の問題に対して、対象に含まれている高等学校等に在学する子どもたちにも適切な支援がなされているか疑問に感じたことにある。この「子どもの貧困」に対しては、義務教育段階である小中学校に在学する子どもたちに対しての研究は多くあるものの、義務教育段階終了後の高校生に対しての研究は多くはない。しかし、この高等学校等に在学する子どもたちにも貧困が降りかかっている可能性があることは、17歳以下を対象とした「子どもの貧困」から読み取ることができるが、高校生の詳細な現状は明らかにはなっていない。そのため、高校生の「子どもの貧困」に対して対処すべく、「子どもの貧困」の中でも高校生を対象とした状況を調査し、その後現在施行されている高校生を対象にした教育費支援制度は高校生をとりまく貧困に対し、果たして機能しているかに焦点をあてる。

本論文の内容としては、大きくわけて「高校生をとりまく貧困」の現状把握、そして高校生を対象にした「高校生の教育費支援制度」の議論を行う。まず、前者の「高校生をとりまく貧困」の現状把握では、はじめに「子どもの貧困」の基準ともなっている相対的貧困率を用い、年齢別に見る

ことで、高等学校等に在学に相当する年齢であるおおむね15歳から18歳までに区切って調査する。結果としては、相対的貧困率は出生時から歳を重ねるごとに上昇することがわかり、高等学校等に在学する期間は小中学校よりも高い相対的貧困率の割合となることがわかった。また、貧困の連鎖に関しての調査では、15歳の子どもの暮らし向きによって貧困の脱却は困難になっていることや、中卒者の相対的貧困率の高さ、若年層の貧困や高等学校等の中退によっての問題としての社会的排除といった、高校生の貧困はその後の長い生活に対し大きく影響を及ぼす可能性がある。

また「高校生をとりまく貧困」の現状把握として、中卒・高校中退についても取り上げる。現在の日本で中学校を卒業後高等学校等への進学率は約98%となり、中卒・高校中退は日本では少数にあたることや最も低学歴であるということから貧困のリスクは大きい。この中卒・高校中退者に貧困がどれほどかかっているのかを調査する。結果としては、高等学校等に入学する段階から多少なりとも貧困が影響していること、また高校中退においてはさまざまな要因があげられるが、高校中退者の多くが家庭の経済状況を芳しくないとしている。そしてこの高校中退は社会的排除の大きなリスクのひとつとされ、その後の社会からの孤立や、不安定な雇用等の状況になる可能性が高いことが示された。また、その後の高等教育機関への進学も家庭の経済状況が影響している。高校中

* すがわら せつこ 公共政策研究科公共政策専攻修士課程修了

論文審査委員主査 早田 幸政

論文審査委員副査 植野 妙実子 丸山 剛司

退者への支援の調査では、支援をしたとしないではその後の税や社会保障の面で大きな開きがあり、社会的コストとしての負担が予測されることから、高校生をとりまく貧困に対して、経済的な支援はその後の子どもたちの生活にも、また行政面から見てもプラスに働く傾向が強い。

次の「高校生の教育費支援制度」については、義務教育段階終了後であり、いわば個人の選択として進学する高等学校等に対する教育費支援制度の議論である。この議論の中の法的側面として、まず日本国憲法第26条1項の教育を受ける権利の意義として、以前から少数ではあったものの、現在の「子どもの貧困」での解釈として大きく一致する経済主義的なとらえ方を用いる。これは、貧困に対する社会権であることから、教育を受ける権利を具体化したのが義務教育であり、高校以上では教育を受ける権利は資金等の援助によって保障されることを示したことである。また、高校生では教育を受ける権利とあわせて幸福追求権が大きく反映されると考える。これは子どもたちが高等学校等に入学を希望する理由として、高等学校等への進学がその後の就業の際に大きくプラスに働くことを認識し、将来の仕事のための知識・技術を得ることを目的としていることから、将来に対する自己投資として、教育を受ける権利に幸福追求権が大きく反映されることが必要である。

その上で、現在行われている高校生の教育費支援として、主に各都道府県が行う高校奨学金事業と、高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度がある。この高等学校等就学支援金制度は、本来国際人権規約A規約の中等教育の漸進的

無償化導入部分の規定により平成22年に高校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度に施行されたが、その後所得制限を設けたことにより、高校授業料無償化は実質廃止、高等学校等就学支援金制度に一本化された。その所得制限を設けたことによりできた財源を低所得者支援としたのが高校生等奨学給付金制度である。この高校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度は後期中等教育段階の支援として大きな転換点となったものの、今後の子どもの貧困率上昇への対処や、財源確保の面、本来の目的である中等教育の漸進的無償化から逸れていること等の課題があげられる。

これらの問題に対して、再び高校授業料無償化の施行と高校生等奨学給付金等のための確実な財源確保、また高等学校は各都道府県が管理しているため、現金給付が主な支援となっていることから、各市町村と協働し、高校生・高校中退者に対して直に教育支援をするためにも、学校・家庭の他に第三の教育提供の場としての「地域社会における居場所」づくりを政策提言とする。主な内容としては、高校在学者に対しての学習の提供や、進学・就職に対しての相談業務、また高校中退者に対しての支援も行う。

このように、高校生をとりまく貧困に対し、行政では国（文部科学省）・都道府県、また教育の提供の場としては学校と家庭のみの高校生の現状に対し、包括的な政策として、文部科学省、厚生労働省、各都道府県、各市町村自治体、NPO団体、教育提供としては学校、家庭だけではなく第三の場の提供等、支援の幅を広げ多様な政策を打ち出すことが今後必要である。